

平成16年度の主要事業

(本所)

<安心・安全な医療体制の確保>

近年、全国で初歩的な医療ミスに基づく医療事故が相次いで報道されている。当地域の医療機関等においても、平成15年度医療事故による死亡者が発生しているため、医療への信頼確保が課題となっている。

については、安心安全な医療体制を確保するため、医療法25条及び薬事法69条により病院、診療所及び薬局に対し立入検査を強化することで医療事故防止の徹底を図った。

16年度立入検査数

病院	12ヶ所を年2回実施(従来は年1回実施)
診療所・歯科診療所	195ヶ所中50ヶ所を実施
助産所	10ヶ所中10ヶ所を実施
薬局・医薬品一般販売業	63ヶ所を実施
薬種商販売業	

今後の取り組み

- ・来年度以降の立入検査時において、指摘した事項についての改善状況を確認する。
- ・改善してない場合は、文書にて厳正に対処するよう求める。

<食の安全対策>

BSE(牛海綿状脳症)の発生、不正表示による食品の回収事例の急増など、地域住民の食に対する不安感を増大させるような問題は後を絶たない。また、食品の広域流通化が進むなか、食に起因するリスクが他地域から持ち込まれることが危惧される。

このような状況をふまえて、食品衛生関係施設への監視指導の充実、食中毒防止対策の徹底、食品関係事業者への衛生教育の徹底と住民への食の安全に関する普及啓発を中心とした対策を実施した。

食品衛生関係施設への監視指導の充実

今年度より食品衛生法の改正に基づき、岐阜県食品衛生監視指導計画が策定された。

この計画に従い、食中毒の発生に対してリスクの高い食品事業者(大規模旅館、仕出し屋・弁当屋、集団給食施設など)や、食品事故発生のリスクの高い事業者(乳処理業、食品製造業など)を中心に約3,400施設への立入指導を実施し、原材料の仕入れから食品の提供に至るまでの記録の保管や、食品の衛生的な取扱いなどを重点的に指導し、食中毒や食品事故の発生の未然防止に努めた。

食中毒防止対策の徹底

冬季の食中毒として頻発しているノロウイルス食中毒対策として、原因食材として関与が指摘されているカキのウイルス検索を行うとともに、ウイルスの検出技術の簡易法確立に向けて、技術的な検討を行った。

食品衛生知識の普及啓発

関係事業者への衛生教育として、営業施設に設置が義務づけられている食品衛生責任者をはじめ、給食関係施設従事者、各種イベント等の機会を利用して、衛生講習会を実施し、食品衛生知識の啓発を図った。

また、住民向けとして、小中学生を対象とした食品衛生教室や、一般消費者を対象とした食の安全セミナーを開催した。

< B S E スクリーニング検査の実施 >

平成13年9月、日本初のBSE陽性牛が発見され、同年10月よりと殺解体された全ての牛について、ELISA法によるスクリーニング検査を実施している。

平成16年度も管内のと畜場だと殺解体された約5,700頭の牛について、スクリーニング検査を実施し、全頭陰性であることを確認した。

< 薬物乱用防止啓発活動の実施 >

保護司及び薬剤師で構成する飛騨地域薬物乱用防止指導員協議会と連携して、小・中・高校を対象とした「薬物乱用防止出前講座」のほか、青少年を中心に薬物乱用防止の各種啓発活動を行った。

< 円滑な水道事業 >

市町村合併（高山市）に伴い、1市2町7村に対し、合併に伴う水道事業の手続き等の指導を実施した。また、平成16年4月1日より施行された新しい水質基準について市町村水道担当者を対象としたブロック研修会を開催し、必要な水質検査及び水質監視体制を指導した。

<ヘルスプランぎふ21推進事業>

21世紀に向けて、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするために「一次予防」に重点を置いた対策を推進できるよう「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」が国より示された。

岐阜県では、この運動の展開にあたって「ヘルスプランぎふ21」を策定し地域住民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援していくために、各関係機関・団体との積極的な連携と協働により次の事業を実施した。

(1) 飛騨圏域健康づくり推進会議

5つの部会を設け、圏域の各関係機関・団体と協働のうえ適正な食事や運動習慣の定着、アルコールの摂取量への理解や飲酒に対する意識の改革、喫煙率の減少、職場でのストレス解消等に取り組む具体的な「めざす姿」に基づき事業を推進した。

- ・食生活、運動対策部会
- ・アルコール対策部会
- ・喫煙対策部会
- ・自殺対策部会
- ・歯科保健対策部会

<母子保健計画推進事業>

21世紀に向けて、安心して子どもを産み、ゆとりを持って健やかに育てるための家庭や地域の環境づくりを目指すことを基本理念として、「健やか親子21」が国により示された。

飛騨地域保健所では、「健やか親子21」の理念をふまえ、平成13年度に策定された「飛騨地域保健所母子保健計画」に基づき事業を推進した。

(1) 在宅療養児支援事業

在宅療養児連絡 66件(1月末現在)

在宅療養児支援連絡会議の開催 平成16年11月12日

家族会の開催・支援 9回

地域療育システムの構築

- ・飛騨地域保健所管内

地域療育関係者の資質向上を図るための「療育システム支援事業」、及び児の診断や療育方針の決定を行う「市町村地域療育事業」を実施。

- ・飛騨地域保健所下呂センター管内

昨年度に引き続き二次療育事業を実施。今年度より下呂温泉病院スタッフを加え、また就学児も対象とした。

(2) 育児不安の解消ための支援

育児不安が強い母親などハイリスクな妊産婦について医療機関と連携して支援を実施している。また、連絡会議を開催して、スムーズな連携を図るための課題について検討を行った。

妊産婦連絡 66件(1月末現在)

妊産婦の連絡会議の開催 平成16年11月12日

< 障害者社会参加総合推進事業 >

ひきこもり家族教室の開催

ひきこもりに対する理解を深め、支援方法や対応の仕方を学ぶことや、家族が悩みを共有しあい、不安を軽減するとともに孤立化を防ぐことを目的としてグループミーティングを開催した。

	日 時	場 所	内 容	参加者
1 回	H16.6.29	飛騨総合庁舎	講話「親が変われば子も変わる」 講師 精神保健福祉センター職員	11名
2 回	H16.9.7	高山市保健センター	講話「ひきこもりと精神医療」 講師 須田病院 精神科医師	8名
3 回	H16.12.9	飛騨総合庁舎	ビデオ視聴 「ひきこもり脱出マニュアル」	14名
4 回	H17.3.4	飛騨総合庁舎	講話「ひきこもりとカウンセリング」 講師 ひだ心理教育研究会臨床心理士	未定

平成16年度の主要事業

(下呂センター)

<食の安全対策>

食品営業施設に対する監視指導、食品営業者等を対象とする講習会の開催、住民への普及啓発を推進することにより食中毒等の食品事故の発生防止に努めた。

特に、食品の危害度に応じて食品営業施設を分類し、危害度レベルの高い施設の監視指導に重点を置いて、約1,000施設への立入指導を行った。

学校給食施設等に対する衛生管理指導強化事業

平成15年度の監視指導結果を踏まえて、改善の進捗状況を確認し、調理作業中に立入指導を行い、学校給食施設等集団給食施設に係る食中毒の発生防止に努めた。

学校給食施設5施設、社会福祉施設2施設、保育所7施設及び病院4施設のうち全施設について立入指導を行った。

また、学校給食施設5施設、保育所1施設について調理済み食品を収去し、一般細菌数、大腸菌、黄色ブドウ球菌、サルモネラ及び腸管出血性大腸菌0157について検査した。

<旅館等・公衆浴場におけるレジオネラ症対策>

近年、全国各地の旅館・公衆浴場等の入浴施設を原因とするレジオネラ症患者が頻繁に発生したことから、旅館業法及び公衆浴場法に関する県の条例及び細則が改正された。

循環式の入浴施設を対象に立入指導を実施し、入浴施設の管理状況、浴槽水の自主検査の実施状況等について確認、指導を行った。

また、レジオネラ属菌実態調査として、旅館等8施設について浴槽水のレジオネラ属菌検査を実施し、その結果に基づき、浴槽水の衛生管理等の事後指導を実施した。

さらに、下呂温泉事業協同組合が年2回実施する浴槽水の自主検査に協力すると共に、同組合が主催する講習会に講師として参加し、レジオネラ症防止対策の普及啓発に努めた。

<ヘルスプランぎふ21の推進>

「南飛騨国際健康保養地・拠点地域住民への禁煙対策事業」及び下呂市ヘルスプラン策定に向けての支援をおこなった。

「南飛騨国際健康保養地・拠点地域住民への禁煙対策事業」

生活習慣病予防に最も効果のある喫煙対策について、南飛騨地域住民の喫煙率の低下と受動喫煙の防止を推進し、拠点地域住民の健康障害半減を図ることを目的に実態調査・研修等を実施した。

- ・地域の禁煙・分煙実態調査（医療機関、学校・保育所、旅館・ホテル）
- ・分煙・禁煙推進ための研修会開催（住民対象 1回開催 27人）
- ・禁煙サポート指導者育成のための指導者向け研修会の開催（1回37人）
- ・禁煙・分煙推進のための懇談会開催 1回

下呂市ヘルスプラン策定に向けて、各地区ごとに各種健康指標を収集・分析し支援を行っている。それをうけ来年度には下呂市において、下呂市ヘルスプラン策定にむけ取り組みが始まる。

南飛騨国際健康保養地協議会事業「健康法提供店舗」認定事業の開始に伴い認定基準づくりを行った。

<障害児親の会開催>

平成13年度～15年度まで県立希望が丘学園における地域療育システム支援事業が行われた。実施する中で自閉症と診断を受けた子どもの親たちが、将来の不安や悩みを相談する場がない等課題が出てきた。そのため、今年度については親同士の交流の場として不安解消や情報交換の場として研修と交流会を開催することとした。

障害児親の会の開催 1回

<精神保健福祉対策事業>

精神障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるための精神障害者地域生活居宅支援事業の実施が不十分である。また、社会復帰促進促進に向けての事業や社会復帰施設が少ない。そのため、町村や関係機関に対し事業推進に向け、会議・研修を実施した。

地域精神保健福祉施策検討会	2回
事例検討会	2回
ネットワーク講座	2回
地域住民講座	3回